

令和2年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和2年3月27日（金）午前11時6分

2 閉会日時

令和2年3月27日（金）午前11時40分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長 | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則 |
| (3) 委 員 | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員 | 斎 藤 誠 子 |
| (5) 委 員 | 池 田 享 誉 |
| (6) 委 員 | 大 嶋 憲 通 |

5 事務局出席職員

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 教 育 部 長 | 工 藤 裕 司 |
| (2) 理事教育次長事務取扱 | 佐々木 淳 |
| (3) 浪岡教育事務所長 | 長谷川 敬 |
| (4) 参事総務課長事務取扱 | 奥 崎 文 昭 |
| (5) 参事文化学習活動推進課長事務取扱 | 田 中 聡 子 |
| (6) 参事文化財課長事務取扱 | 葛 西 俊 一 |
| (7) 中央市民センター館長 | 渡 邊 薫 |
| (8) 市 民 図 書 館 長 | 伊 藤 慶 尚 |
| (9) 学 務 課 長 | 作 間 和 博 |
| (10) 学 校 給 食 課 長 | 土 岐 志 保 |
| (11) 指 導 課 長 | 須 藤 隆 文 |
| (12) 浪岡教育事務所教育課長 | 鶴賀谷 敏彦 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 7 号 青森市生涯学習推進員設置規則を廃止する規則の制定について
(文化学習活動推進課)
- 議案第 8 号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
(教育委員会事務局総務課)
- 議案第 9 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食課、浪岡教育事務所教育課)
- 議案第 10 号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 11 号 青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定

- | | | |
|--------|------------------------------------|---------------|
| | について | (教育委員会事務局総務課) |
| 議案第12号 | 青森市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について | (文化学習活動推進課) |
| 議案第13号 | 青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | (文化財課) |
| 議案第14号 | 青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | (中央市民センター) |
| 議案第15号 | 臨時に代理し処理した事項の承認について | (教育委員会事務局総務課) |

(2) 報告

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①寄附採納について | (教育委員会事務局総務課) |
| ②令和2年度青森市海外交流事業について | (指導課、浪岡教育事務所教育課) |

7 会議録署名委員

- (1) 池田 享 誉
- (2) 大 嶋 憲 通

8 会議の概要

午前 11 時 6 分に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 7 号から議案第 15 号まで計 9 件について審議し、議案第 7 号から議案第 14 号までについては、いずれも原案のとおり決定し、議案第 15 号については、原案のとおり承認した。

次に、2 件の事案を報告した。

最後に、本年度をもって教育委員を退任する石澤委員から挨拶をいただき、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は 9 件となっております。

初めに、議案第 7 号「青森市生涯学習推進員設置規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 7 号「青森市生涯学習推進員設置規則を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の廃止の概要をまとめた附属資料を、議案とあわせてごらんください。

本規則は、教育委員会が設置する生涯学習推進員について必要な事項を定めておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、生涯学習推進員の職が非常勤特別職——嘱託員から会計年度任用職員に移行することになり、当該職を市長部局が制定する会計年度任用職員に関する規則等に基づき設置するため、本規則を廃止するものであります。

なお、当該規則等に定めるもののほか、生涯学習推進員に関し必要な事項は、要綱において別に定めることとしております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第7号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第7号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第8号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第8号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

本規則の提案理由といたしましては、青森市立奥内小学校、青森市立西田沢小学校及び青森市立後潟小学校を統合し、青森市立北小学校とすることに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正内容につきましては、学校の統廃合に伴い、学校印及び学校長印を調製または廃印するため、本規則別表において公印番号を整理するものであります。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第9号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第9号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

本規則の提案理由といたしましては、浪岡教育事務所教育課に関するものと学校給食課

に関するものがあります。

まず、浪岡教育事務所教育課に関するものとしたしましては、浪岡町史編さん資料につきましては、旧浪岡町町史編さん室が平成 16 年度に第 4 巻の刊行をもって浪岡町史編さん事業を終了しており、これまでの間、青森市中世の館に保管されてきました。また、編さん資料等の閲覧等につきましては、これまで浪岡事務所総務課が対応してきたところでもあります。

このたび、青森市中世の館を管理している浪岡教育事務所教育課が、編さん資料も含めた浪岡地区の歴史資料等を管理するとともに、閲覧等にも対応することとなり、市民サービスの向上を図ることとし、浪岡事務所総務課と合意が得られましたことから、浪岡教育事務所教育課の分掌事務を見直すため、提案するものであります。

次に、学校給食課に関するものとしたしましては、浪岡学校給食センターにおける調理作業前の食器等の乾燥確認や調理機器の点検、食材の準備などの各作業を効率的に行うために勤務体制を見直すに当たり、新たな勤務区分として早出勤務を設けるため、提案するものであります。

改正内容につきましては、1 つには、本規則別表第 2 の浪岡教育事務所教育課の分掌事務中第 25 号を第 26 号とし、第 24 号の次に新たに第 25 号として「浪岡地区歴史資料の管理に関する事項」を加えるものであります。また、2 つには、本規則別表第 3 の学校給食課のうち、浪岡学校給食センターに勤務する職員の勤務の区分を早出勤務と普通勤務に分け、新たに設けた早出勤務の勤務時間を、午前 7 時 30 分から午後 4 時までとするものとなっております。

なお、施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 9 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 9 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 10 号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 10 号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規程の改正概要をまとめた附属資料 1、新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

本規程の提案理由といたしましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の任用・解職並びに会計年度任用職員に支給される給料、報酬及び手当等に関する歳出予算科目について、専決事項を整理するため、提案するものであります。

改正内容につきましては、別表第 1（教育部長及び課長の専決事務及び関連する合議等）において、1 つには、人事・庶務事務に関するもののうち、任用・解職に係る専決事項中

「臨時職員」を「臨時職員及び会計年度任用職員」に改めるものです。また、2つには、支出関係事務に関するもののうち、賃金に係る専決事項を削るものです。なお、これは、会計年度任用職員に支給される給料、報酬及び手当等が、地方自治法施行規則中、歳出予算に係る節の区分において整理がなされ、同規則の一部改正で「7節 賃金」が削除されたことに基づき、改正するものであります。

また、別表第4（浪岡教育事務所長及び教育課長の専決事務及び関連する合議等）については、別表第1と同様の改正内容となっております。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第10号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第10号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第11号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第11号「青森市教育委員会エネルギー管理規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

本規程の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

本規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律——以下、法と呼びますが、当該法に基づき、青森市教育委員会におけるエネルギー管理に関し必要な事項を定めるものですが、国においてさらなる省エネを推進するため、企業連携による省エネが評価される制度の創設などを盛り込む等の法の一部改正が行われ、法の条項にずれが生じたものであり、これに伴い、本規程においても改正前の法から引用していた箇所の条項にずれが生じたことから、当該箇所を改めるため、提案するものです。

改正内容につきましては、1つには、エネルギー管理統括者を規定する第4条において、同条第1項中「法第七条の二第一項」を「法第八条第一項」に改め、同条第2項第4号中「法第十四条第一項」を「法第十五条第一項」に改め、同項第5号中「法第十五条第一項」を「法第十六条第一項」に、「法八十七条第三項」を「法第六十二条第三項」に改めるものです。

2つには、エネルギー管理企画推進者を規定する第5条において、同条第1項中「法第七条の三第一項」及び同条第2項中「法第十三条第一項」を「法第九条第一項」に改めるものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 11 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 11 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 12 号「青森市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 12 号「青森市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要及び新旧対照表をまとめた附属資料を、議案とあわせてごらんください。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会について必要な事項を定めておりますが、当該法律の一部改正に伴い、学校運営協議会を規定する条の枝番号が変更となりますことから、本規則において引用する当該箇所も同様に改めるため、提案するものであります。

改正内容につきましては、第 1 条にあります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条の枝番号を「第四十七条の六」から「第四十七条の五」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 12 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 12 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 13 号「青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 13 号「青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

初めに、提案理由ですが、本規則は、令和元年第 2 回市議会定例会で議決された青森市歴史民俗展示施設条例の一部改正により、あおもり北のまほろば歴史館において、令和 2 年 4 月 1 日から利用料金制を導入することに伴い、利用料金に係る還付及び減免の手続について定める等のため、提案するものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。第3条関係につきましては、指定管理者が歴史館を管理する場合における利用料金の還付に係る規定を追加することから、第1項において字句を整理し、第3項を新たに設け、利用料金の還付を受けようとする者の申請手続について規定します。また、第2項につきましては、教育委員会が歴史館を管理する場合における入館料の還付申請について、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正により、教育長への委任事項が整理されたことに伴い、申請先を青森市教育委員会教育長から青森市長に変更します。

第4条関係につきましては、指定管理者が歴史館を管理する場合における利用料金の減免に係る規定を追加することから、第2項を新たに設け、利用料金の減免を受けようとする者の申請手続について規定します。また、第1項におきましては、教育委員会が歴史館を管理する場合における入館料の減免申請について、先ほどの第3条と同様の理由により、申請先を青森市教育委員会教育長から青森市長に変更します。

最後に、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第13号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第13号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第14号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第14号「青森市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1及び新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

初めに、提案理由ですが、本規則は、地方公務員法の一部改正に伴い、中央市民センターに設置する分館の職員の任用についての規定を整理するため、提案するものであります。

規定の整理といたしましては、これまで分館につきましては、分館長を初め、書記その他必要な職員——以下、分館長等と呼びますが、当該分館長等を、分館を設置する区域の町会から選出していただき、非常勤の特別職として任用してきたところであります。

このたびの地方公務員法の一部改正に伴い、同法第3条第3項第3号の規定による特別職として任用することが可能な職は、専門的な知識経験等を有する者が就く職であって、当該知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う職に限定されるということになりました。

これに伴いまして、4月1日以降は、町会からの者の選出に基づき、教育委員会が分館長等を依頼することとするため、本規則の分館長等について規定している箇所を整理し、改めようとするものであります。

次に、本規則の改正内容についてであります。第16条につきましては、分館の設置

について規定しているものでありますが、本条に分館長及び書記等の配置に係る規定を加えます。また、第 17 条につきましては、分館長等について規定しているものでありますが、今後も職員——会計年度任用職員を含めますが、職員を配置する予定はないことから、実態に即し本条を削ります。さらに、第 18 条から第 21 条までにつきましては、第 17 条を削ることに伴い、1 条ずつ繰り上げます。

施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日としております。

なお、教育委員会が町会から選出された者に分館長等を依頼することに伴う謝金——報償費や災害補償に関する保険加入等の必要な事項につきましては、別に要綱を制定することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 14 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 15 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

令和 2 年 4 月 1 日付の人事異動についてであります。

附属資料をごらんください。

まず、人事異動の発令日ではありますが、令和 2 年 4 月 1 日付を予定しております。

異動内容につきましては、転出者が 23 人、転入者が 27 人、市内小・中学校への転出が 4 人、市内小・中学校からの転入が 4 人、教育委員会内の異動者が 28 人となっております。また、昇任者は、主幹級が 4 人、主査級が 1 人の計 5 人となっております。

なお、組織の変更点はありません。

これらの結果、令和 2 年 4 月 1 日の職員数は、昨年 4 月 1 日と比較すると、3 人増の 267 人となっております。内訳といたしましては、総務課の建築技師が 1 人増員したほか、文化学習活動推進課、学務課における欠員が補充されたこと等による職員増であります。

本事案につきましては、内示日ぎりぎりまで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 15 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 15 号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 2 件となっております。

それでは、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和 2 年 2 月 1 日～ 2 月 29 日）」をごらんください。

小学校の寄附採納につきましては、女鹿沢小学校外 12 校に対し、女鹿沢小学校父母と教師の会様などから、フットサルゴールなどの寄贈申し出があり、受領いたしました。

2 ページ目をごらんください。

中学校の寄附採納につきましては、東中学校外 5 校に対し、青森市立東中学校第 50 回卒業生一同様などから、ひな段などの寄贈申し出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告 2 に移ります。

報告 2 「令和 2 年度青森市海外交流事業について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

令和 2 年度青森市海外交流事業について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

中華人民共和国大連市との友好交流推進事業及びアメリカ合衆国メイン州との青森市中学校生徒海外派遣・受入事業の 2 つの海外交流事業につきましては、新型コロナウイルスの国内及び海外各国の感染者が増加している状況を鑑み、児童・生徒の安全確保を最優先と判断したこと。また、交流相手方と調整がつかしまったことから、令和 2 年度に予定しておりました当該海外交流事業の実施は、中止することとしたものであります。

なお、当該海外交流事業の概要につきましては、資料記載のとおりであります。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○石澤委員

昨今、先ほど報告のあった海外交流事業のみならず、新型コロナウイルスに関しての対応で大変な状況になっていることと存じますが、現時点における学校の今後の見通しですとか、その辺をわかる範囲で構いませんので、お知らせいただきたいと思います。

○指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る現在の学校の状況についてであります。3月2日から3月26日までの臨時休業、そして引き続き、県内での発症者が出たことを受けて、4月5日までを臨時休業としているところであります。4月6日からは、学校の再開ということで進めていきたいという見込みのもと準備をしておりますが、まだ決定していないところであります。

○教育部長

ただいまの説明の補足となりますが、昨日、県のほうから県立学校の再開についての文書が出まして、それに基づいて、現在、市内小・中学校の学校再開について検討しているところであります。

それに際しては、やはりマスクのことであったり、消毒液のことであったり、体温計のことなど、学校再開がきちんとうまくいくように準備をしている状況にありますが、県内におけるコロナウイルスの状況が今後どのように変化するかわかりませんので、学校再開に向けて柔軟に対応できるように検討しているところであります。

○石澤委員

日々状況が変わっている中におきまして、毎日のようにその状況を把握しながら対応しなければならないというのは、とても大変だと思います。

今後ともよろしく願いいたします。

○成田教育長

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、最後に、私から一言申し上げます。

先般行われました、令和2年第1回市議会定例会におきまして、教育委員の人事案件が提出され、議会の同意が得られたところであります。

4月から、新たな教育委員が就任することとなりますが、今回、任期満了となりました石澤委員におかれましては、2期8年間にわたり委員を務めていただきました。このたび、令和2年3月31日をもって退任されることになりました。

平成24年4月——まだ、私が事務局職員であったころであります。そのころから長きにわたり、教育委員として本市の教育活動、教育施策の発展に多大なる御尽力を賜りましたことに、この場をおかりし、感謝の意をお伝えしたいと思います。

この間には、いじめによる重大事態が発生するなど、教育委員会として厳しい局面に当たったこともありましたけれども、石澤委員には、他の委員の皆様とともに教育委員会という合議体の一員として、様々な御意見をいただきました。本市教育委員会として、適切な対応に当たることができたものと思っております。

それでは、石澤委員から、退任に当たりまして一言御挨拶をいただきたいと思います。

○石澤委員

2期にわたり8年間大変お世話になりまして、ありがとうございます。

心より感謝申し上げます。

この8年で培ったことを、今後は別の立場からそれを役立てられるように頑張っていきたいと思います。

今、教育長から身に余るようなお言葉を頂戴いたしましたが、これも皆様の御協力があって今日に至っております。今般の時世など、教育委員会においても、さまざまな課題が山積しておりますけれども、皆様におかれましては、御健康に留意され、御活躍くださいますよう申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○成田教育長

このたび、石澤委員は退任されることとなりますが、現在、浪岡中学校区の学校運営協議会の委員も務めておられます。コミュニティ・スクールの円滑な運営にお力添えをいただけてと考えておりますので、引き続き、本市の教育に係る活動のさらなる推進に御尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

長い間、大変ありがとうございました。

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和2年3月27日開催の令和2年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和2年4月17日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和2年4月17日

署名委員 池 田 享 誉

署名委員 大 嶋 憲 通